

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画の背景

当市では、情報システム等を活用して行政運営の効率化・高度化を図るため、平成16年3月に「東大和市情報化推進計画（以下「第一次計画」という。）」を策定し、主に「情報化基盤の整備」を重点項目として進めました。

平成21年3月には、「第二次東大和市情報化推進計画（以下「第二次計画」という。）」を策定し、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用した「市民サービスの充実」、「行政事務の効率化」等を進め、主に「基幹系システムの更新と全体最適化」や、「福祉総合システムの導入」等、情報連携による情報システムの利活用を進めました。

平成26年3月には、「第三次東大和市情報化推進計画（以下「第三次計画」という。）」を策定し、さらなる「市民サービスの充実」や、仮想化・集約化による情報システムの最適化、安全・安心な情報システムの確立を進めました。

さらに、平成31年には「第四次東大和市情報化推進計画（以下「第四次計画」という。）」を策定し、「利便性を実感できる行政サービスの実現」、「効果的・効率的な行政の推進」、「安心・安全な暮らしを実感できるまちづくり」に向けて、引き続き各種情報システムの最適化・更新を進めるとともに、オープンデータの推進、防災拠点におけるWi-Fi環境の整備等の取組を進めました。

2 計画の目的

当市では、令和2年12月に第三次基本構想を策定し、将来都市像である「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」を実現するため、市民の皆様のご理解とご協力のもと、まちづくりを進めています。また、この第三次基本構想に示された、将来の都市像及び基本目標の実現に向けた具体的な取組を推進するために、令和4年度から令和13年度を計画期間とする東大和市第五次基本計画を策定しました。

東大和市第五次基本計画では「感染症の感染拡大を防止するための「新しい生活様式」に対応した行政手続のオンライン化と、より一層の業務の効率化」に向けたデジタル化の推進を掲げています。

この度、第四次情報化推進計画が令和3年度に満了することから、国の情報化政策の動向やさらなる情報技術の動向、新型コロナウイルス感染症の拡大など当市を取り巻く環境変化を踏まえ、東大和市第五次基本計画で掲げるデジタル化の推進に向けて、新たに「第五次東大和市情報化推進計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「東大和市第五次基本計画」（令和4年度～令和13年度）を具体化し、市の情報化施策を推進するために策定するものとします。

また本計画は、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」第9条第3項において市町村が策定に努めることとされている「市町村官民データ活用推進計画」としての位置づけを併せ持つ計画とします。

そして令和2年12月に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下「自治体DX推進計画」という。）」の内容を踏まえたものとして本計画を位置付けます。自治体DX推進計画では目指すべきデジタル社会の実現に向けて、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続きのオンライン化」、「AI・RPAの利用促進」、「テレワークの推進」、「セキュリティ対策の徹底」が重点取組事項として掲げられています。本計画は自治体DX推進計画が示す重点取組事項を本市において具体化するためのものでもあります。

4 計画期間

本計画は東大和市第五次基本計画に掲げる「デジタル化の推進」を具体化し、「第1章 2 計画の目的」を達成するための新たな情報化施策を定めるものとして策定します。本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、昨今の情報化を取り巻く社会状況の変化に対応するため、国・都における情報化施策の動向を考慮しながら、個別計画については必要に応じて見直しを行うこととします。